

質問事項に関する回答書

(件名)関越自動車道 石打トンネル覆工補強工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	1月10日	特記仕様書	5頁	5-1	交通規制器材等の置き場として中高架橋下 約500m <sup>2</sup> の記載がありますが、割掛けとされていません。利用費は諸経費として考えられてるのでしょうか。	交通規制器材等の置き場の利用費は諸経費に含まれるとお考え下さい。 ただし、特記仕様書5-1に記載する敷地を使用する場合は、別途不動産貸付契約の締結が必要です。